

市政情報

西根地区市民センターの使用

西根地区市民センター

八幡平市西根地区市民センターの使用について

西根地区市民センターは、各種サークル活動や会議催事などに、使用できます。

申込は、使用しようとする日の7日前までにお願いします。

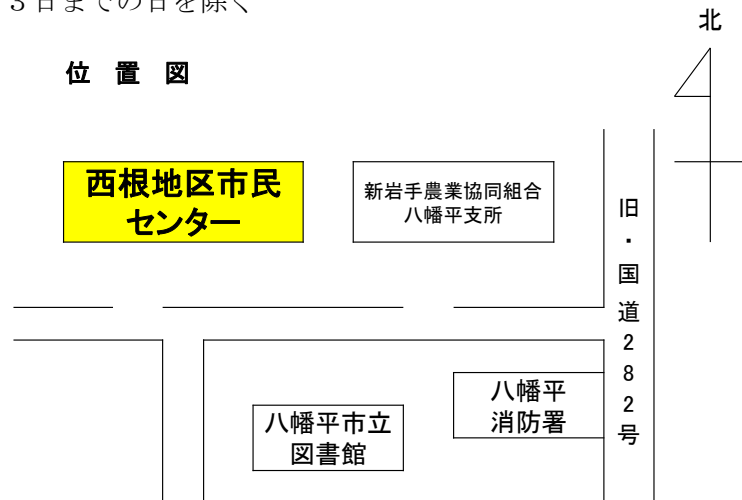
なお申込方法等について、詳しくは問い合わせ先までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

- ・所在地 〒028-7112八幡平市田頭第39地割80番地1
- ・電話番号 0195-78-8201 FAX番号 0195-70-2838
- ・お問合せ時間 8:30~17:15

ただし、日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く

位置図



名称	収容人員目安	使用料(1時間当り)
第1集会室	20人	210円
第2集会室	10人	100円
第3集会室	15人	210円
研修室	15人	210円
大集会室	60人	730円
大ホール	300人	1,040円
娯楽・高齢者休養室	50人	410円
料理実習室	20人	410円

注1 12月1日から翌年3月31日までは上記使用料に使用料の3割が加算となります。

注2 ステージ・放送設備の使用の有無、使用者の住居地などにより使用料が変わります。

注3 「市及び市関係機関が使用するとき」など、使用料が減免される場合があります。